

令和6年度自家用電気工作物の立入検査結果について

令和7年8月
中部近畿産業保安監督部
電力安全課

電気事業法第107条第4項に基づき、令和6年度に管内の自家用電気工作物を設置する事業場に対して実施した立入検査の結果は、以下のとおりです。

1. 立入検査実施件数

管内に設置されている自家用電気工作物のうち、電気事故（感電死傷事故）を発生させた事業場等に、10事業場の立入検査を実施しました。

第1表 県別立入検査事業場数

県	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	合計
立入検査事業場数	1	1	1	6	1	10

第2表 電気主任技術者の選任形態及び事業場規模別立入検査事業場数

選任形態	高圧受電				特別高圧受電		合計
	100kW未満	100kW以上 500kW未満	500kW以上 1000kW未満	1000kW以上	5000kW未満	5000kW以上	
専任	—	—	—	—	1	2	3
兼任・兼務	—	—	—	—			0
許可	—	—					0
外部委託	1	5	—	—			6
その他	1	—	—	—	—	—	1
合計	2	5	—	—	1	2	10

2. 指摘事項

立入検査の結果、下記のとおり、保安規程の遵守状況の不備、電気工作物の不良が認められ、指摘を行いました。

第3表 保安規程遵守等不備における主な指摘事項

遵守事項	主な指摘事項	件数
執務状況	- 外部委託を承認された管理技術者以外の者が月次点検を行っていた。 - 電気主任技術者が選任されていない。	2
合計		2

第4表 電気工作物の不良における主な指摘事項

技術基準の解釈の条項		主な指摘事項	件数
14	低圧電路の絶縁性能	年次点検により絶縁抵抗値の不良が判明したが、改修をしていない	1
17	接地工事	A種接地工事地表上2mまで、合成樹脂管で覆われていない。	1
29	接地工事	負荷設備における機械器具の金属性外箱に接地が施設されていなかった。	1
36	地絡遮断装置施設	金属製外箱を有する機械器具に接続する電路に地絡遮断装置が施設されていなかった。	1
53	電柱昇塔防止	電柱の足場金具が1.8m未満に施設されていた。	1
168	高圧配線の施設	高圧配線において、高圧ケーブル(33kV)と低圧ケーブルが接触していた。	1
合計			6